

評価の実施要領(案)について

平成18年5月30日

日本原子力研究開発機構
安全研究審議会



安全研究審議会の設置について

安全研究審議会の目的・役割

原子力安全委員会の定める「原子力の重点安全研究計画」に沿って原子力機構が実施する安全研究(重点安全研究)の中立性・透明性を確保するため、理事長の諮問に応じ、研究評価を実施し、理事長に答申する。
安全研究センター長の求めに応じ、研究計画、進捗などについて討議し、安全研究センター長に意見を述べる。

委員の構成

機構が実施する重点安全研究分野及びそれに関連する分野に精通し、十分な評価能力を有し、公正な立場で評価できる機構外の専門家・有識者
委員長は、委員の互選により決定。委員長が、委員長代理を指名

委員の任期

任期は、3年。ただし、再任は妨げない。

事務

安全研究センター研究計画調整室が行う。



重点安全研究の評価の実施要領(案)

実施時期

審議会の開催は、原則年2回(5月、11月頃)

評価対象

原子力安全委員会の「原子力の重点安全研究計画」等を踏まえ、同委員会からの技術的課題の提示又は規制行政庁からの要請等を受けて機構が実施する重点安全研究を評価の対象とする。

評価内容・スケジュール

年度評価：年度毎に前年度の成果と当該年度以降の実施計画について、研究計画、研究内容、成果の活用、計画見直しの必要性等について評価

中間評価(20年度)、次期中期計画の事前評価(21年度)、事後評価(22年度)

評価方法・評価結果報告書

評価対象課題毎に5段階評価を行い、所見を付記する。評価結果は年度毎に評価結果報告書としてとりまとめ、理事長に答申

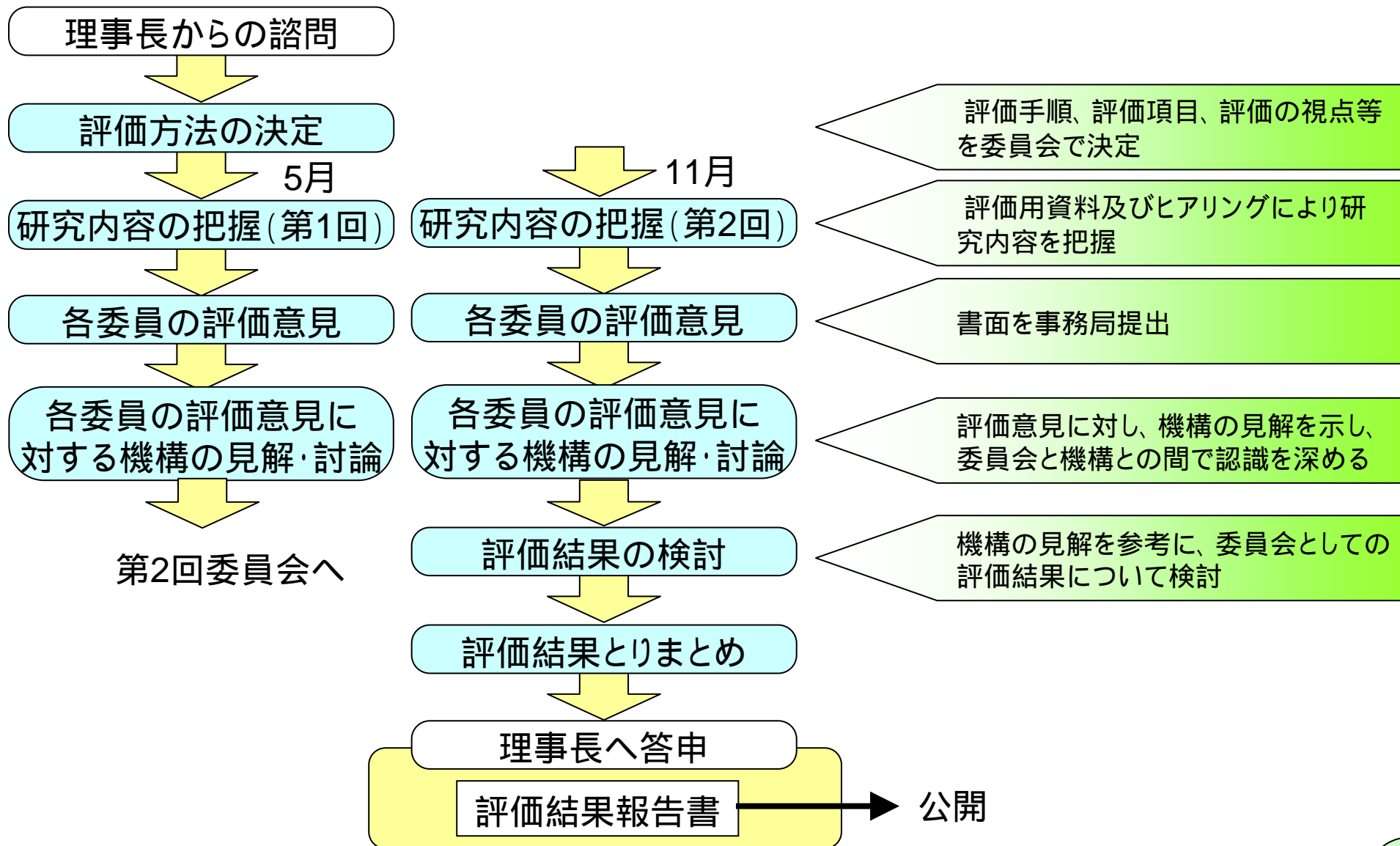
審議会及び評価結果の公開

審議会及び評価結果報告書は原則公開

中期計画期間全体の評価スケジュール

年度	評価	内容
第1期中期計画期間	18	年度評価 17年度の成果と18年度以降の実施計画について、研究計画、研究内容、成果の活用、計画見直しの必要性等について審議・評価
	19	年度評価 18年度の成果と19年度以降の実施計画について、研究計画、研究内容、成果の活用、計画見直しの必要性等について審議・評価
	20	中間評価 中期計画期間の中間点として、進捗状況(17～19年度の成果、達成見通し)、成果の活用、計画見直しの必要性等について審議・評価
	21	事前評価 第2期中期計画期間における重点安全研究課題の実施計画について審議・評価
22	事後評価 第1期中期計画全期間における重点安全研究課題の成果及び成果の活用等について審議・評価	

評価作業の主な流れ



1. 研究計画

- (1) 研究の位置付け(目的・意義)は適切か？
- (2) 設定目標(期待される成果、達成時期)は適切か？
- (3) 研究の進め方(実施体制、手順、手法)は適切か？

2. 研究内容

- (1) 研究が計画通り実施されたか？
- (2) 予定していた成果が得られたか？

3. 研究成果の活用

- (1) 現行又は将来の安全規制の指針・基準類への活用が期待できるか？
- (2) 学協会基準等への活用が期待できるか？
- (3) 成果の公表は十分か？